

## 2章 地域企業とリサイクル

### — 容器包装リサイクル法への対応をめぐって —

井手 義則

#### 1節 環境問題と地域企業—問題の所在—

大量生産・大量流通・大量消費に象徴される現代経済社会は、資源の大量投入を通じて廃棄物の大量放出を生みだし、その結果として環境問題を生みだして、資源の面でも環境の面でも、国民経済の枠を超える地球的規模での限界を露呈させつつある。つまり、現代の環境問題は、地域経済社会の集合体である一国経済社会の枠内にとどまらない段階に至っているのであり、“問題”とされる範囲・対象の拡大と、内容の深刻化が進行している。

そうした事態を生みだした経済・産業活動の流れは、資源投入による諸商品の生産、流通、さらに消費活動までの動脈部分（動脈産業）と、消費活動後に生じる廃棄物の収集・処理・再資源化活動の静脈部分（静脈産業）の、二側面から成り立っている。したがって、有限資源の有効活用と環境負荷の軽減には、この二側面を効果的に結合した循環型経済・産業システムの確立が必要となる。

ところが、後者の静脈部分（静脈産業）は、現実的にはなお経済・産業活動の後景に位置しているといわざるを得ない。有限資源を有効に活用し環境負荷の軽減をはかって循環型経済・産業システムを構築するには、この静脈部分（静脈産業）を経済・産業活動のひとつの主体として確立させ、廃棄物の処理、再使用（リユース）、再利用（リサイクル）をシステム化し定着させることが不可欠となってきた。

このような、環境問題に対する経済・産業活動の対応変化の必要性を背景にして、企業は、その存立する地域、属する業種、さらには規模の如何を問わず、対応の具体化を推進せざるを得なくなってきた。そのなかで、観察の対象を企業規模の差異に絞り、その大小による対応度合の差異はあるのかとい

う点をみれば、これまで大企業の対応が中心であったことは否めない。しかし、地域に存立する中小規模企業も、否応なく、環境問題を意識した経営対応をとらざるを得なくなってきたのも事実である。

では、そのような“地域に存立する中小規模企業”（「地域企業」）の環境問題への対応は如何なるものであろうか。以下、地域企業が環境問題に取り組まざるを得なくなっている背景を検討し、それを踏まえて、地域企業の環境問題への具体的な取り組みを、「容器包装リサイクル法」に対する対応状況の実態分析を通じて観察し、そこから、地域企業におけるリサイクルへの対応の問題点と課題を析出する。

## 2 節 地域企業の環境問題への取り組み

地域企業の環境問題への取り組み姿勢や関心度を、大規模企業におけるそれと比較すると、両者間に環境問題への現実的な対応姿勢には大きな差異が現れている（図1）が、関心度では共通性がみられる（図2）。

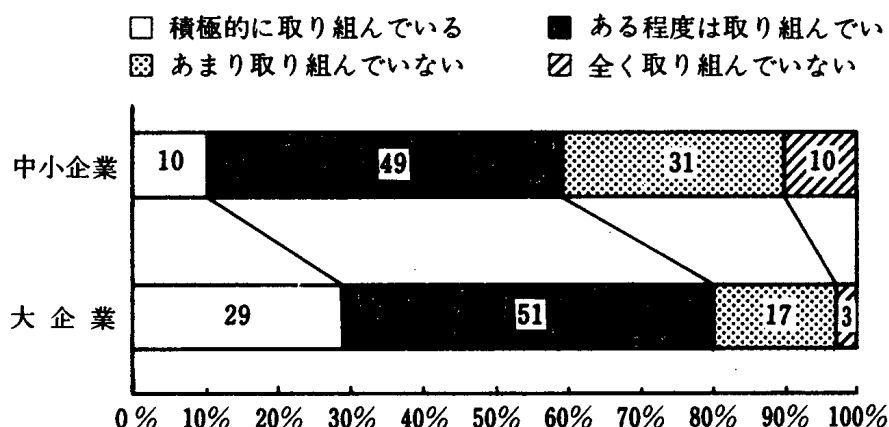
図1で取り組み姿勢をみると、環境問題に「積極的に取り組んでいる」大規模企業が約3割に達するのに対し、中小企業（地域企業）のそれは1割でしかない。逆に、「あまり取り組んでいない」および「全く取り組んでいない」大規模企業は計2割であるのに対し、地域企業のそれらは4割を超えている。しかし、図2に示されているように、環境問題への関心事では、両者とも、「廃棄物・リサイクル問題」を筆頭に「地球温暖化」、「水質汚染」、「大気汚染」等への関心が高く、しかも関心度合に規模間での大きな差はみられない。

このように、地域企業は、大規模企業と比較すると、その現実的な環境問題への取り組みという点ではかなり遅れているといわざるをえない。しかしながら、関心度は大規模企業と同様に高く、今後の重要経営課題として環境問題を意識し、取り組まざるを得ないと考えていると推測される。

では、そうした意識はどこから生まれているのか、その背景を整理すると、おおよそ以下の4点にまとめらる。

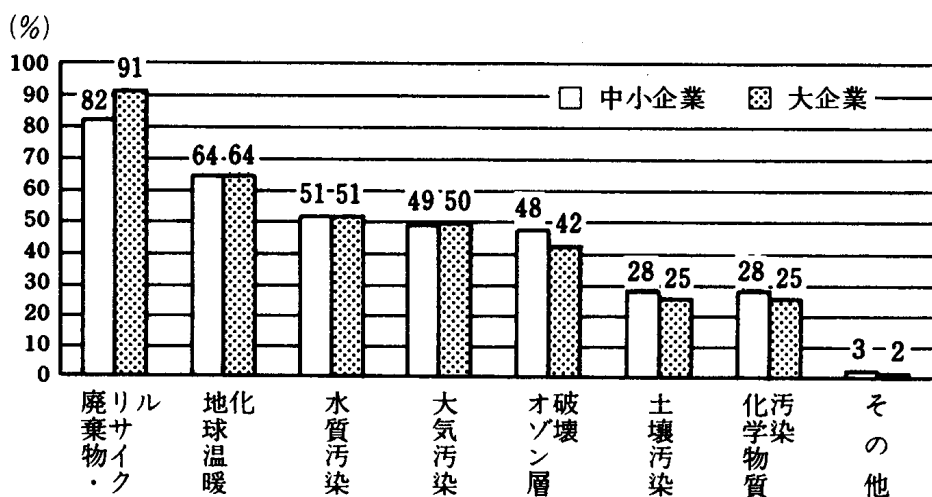
第1に、環境問題への社会的な理解と関心の深化がある。その結果、地域企業の間にも、環境対策への取り組みが企業としての社会的責任でもあるとの認

図1 環境問題への取組姿勢



資料：中小企業庁「我が国企業経営実態調査(事業環境)」9年12月

図2 環境問題全般についての関心事



資料：中小企業庁「我が国企業経営実態調査(事業環境)」9年12月

(注) 複数回答のため合計は100を超える。

識が広がってきた。人間の生活活動において、また企業の経済活動においても、環境にまったく負荷をかけない活動などあり得ず、環境問題にはすべての人間と同様に企業も責任を負うという考え方が、すでに社会的コンセンサスとなっているからであり、地域企業もその例外的存在ではあり得ないからである。

第2に、環境関連法規制の強化と性格変化がある。周知のように、従来の環境規制は、被害や事故発生後の処置対策的性格が強かった。しかし、現在の規制には予防的性格をその理念とするものが増えてきている。たとえば、1996年

に成立した「容器包装リサイクル法」や、2001年から施行予定の「家電リサイクル法」にもそうした理念が盛り込まれており、規制対象業種や企業の範囲、さらには負うべき責任範囲も拡大している。これまた、地域企業に環境対策への取り組みをうながす大きな要因となっている。

第3に、環境リスク、環境コストの増大である。近年、各地で発生している廃棄物処理をめぐるトラブルや環境関連事故への訴訟は、企業に環境リスクの増大を意識させ、企業イメージの低下懸念を拡大させている。また、規制強化による廃棄物処理コストの増大は、従来の経営戦略の見直しを迫る要因ともなっている。こうしたリスクやコストは決して大規模企業だけの問題ではないのである。

第4に、取引条件の環境化がある。地域企業のうち系列や下請関係にある企業に対して、親企業である大規模企業が国際標準であるISO14001認証の取得を取引継続の条件とする動き、さらには、環境負荷の小さい部品や原材料を購入しようというグリーン調達動きなど、取引条件に環境側面を付加した要求が強まっている。今後とも否応なく強まるであろう国際化の動きからはもちろん、国内での取引条件の環境側面重視の動きからも、地域企業は逃れることは出来ないのである。

このような要因の重なり合いを背景として、環境問題は、地域企業にとっても不可避な経営課題となっているのであり、次第に企業の存続そのものかけた重要な経営課題になりつつある、といっても過言ではあるまい。

### 3節 地域企業のリサイクルへの対応

地域企業にとって、これまで述べたような課題の発生や背景の変化から、環境問題への対応が急務となっているのであるが、その環境問題の多くは、すでに述べたように国民の生活活動や産業・企業活動から、廃棄物、排水、排ガス等々、何らかの形で廃棄・排出されている物質によって生み出されている。したがって、われわれが直面している環境問題は、究極的には“廃棄・排出問題”に収斂するといえる。

そこで、わが国における現在の廃棄物の発生量をみると、一般廃棄物が年間

## 2章 地域企業とリサイクル—容器包装リサイクル法への対応をめぐる—

約5千万トン、産業廃棄物が約4億トンである。このうち一般廃棄物の内訳をみると、容器包装廃棄物が、排出されるゴミの容積比で約6割、重量比で約3割を占めており、いわゆるゴミ問題の主因となっている。また、その素材をみると、プラスチック製ゴミと紙製ゴミがその中心となっており、容積比でゴミ全体のそれぞれ約4割を占めている。さらに、各々の構成比をみると、プラスチック製ゴミの9割以上が、紙製ゴミではその約5割が容器包装廃棄物である。

したがって、一般廃棄物の約6割を占める容器包装廃棄物対策、とりわけプラスチック製と紙製の容器包装廃棄物対策が、ゴミ問題の中心課題として浮上する。こうしたことから、容器包装廃棄物が“廃棄・排出問題”の象徴とされ、緊急な環境対策のひとつだとされるのである。このような状況を背景として、1996年6月、『容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律』、いわゆる「容器包装リサイクル法」が成立した。この法律は、上述したような状況にある一般廃棄物の減量化と再資源化を目的とし、その大部分を占める容器包装廃棄物対策として制定されたものであるが、制定の現実的な背景には、年々増加し続ける一般廃棄物の埋め立て最終処分場の不足が、全国各地で切実なものとなっていることがある。

この法律の特徴は、容器包装廃棄物の収集・運搬から再生処理を含めた処理・処分を、これまで主として行政（自治体）に依存していたシステムを改め、市民（消費者）、企業（事業者）、行政（自治体）の3者で役割分担し、新しいシステムを構築することにある。具体的には、①市民は特定の容器包装廃棄物の分別排出を徹底する、②行政はそれを分別収集し、一定の基準を満たす状態で選別・保管する、③企業はそれを直接あるいは代行機関をとおして引き取り再商品化する、というものである。

したがって、この法律・システムの根底には、廃棄物対策の重要な理念である3つの『R』、すなわち、「Reduce」（減量化）、「Reuse」（再使用）、「Recycle」（再利用）が盛り込まれているといえる。そして、この法律が、“分別排出”を出発点としていること、リサイクルの基本である廃棄物処理・リサイクル分野における各関係者間の新しい役割分担方式を提示していることから、同法は、今後のリサイクルシステムの先駆的役割を担うものと位置づけ

ることが出来る。

ところで、この法律によってリサイクル対象となる容器包装は、「商品の容器及び包装であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう」（同法第二条）と規定され、缶、びん、紙、プラスチック製のものなど、商品に用いられたすべての容器包装が対象となる。具体的には、金属、ガラス、紙、プラスチックの4素材を原料とする容器包装について、合計10種類に区分してそれぞれのリサイクル方法を規定し、また、法律の施行時期については2段階に分けて、ガラスびんとペットボトルはすでに平成9年4月から、紙製包装容器とその他のプラスチック製容器は平成12年4月から対象とすることになっている<sup>(1)</sup>。また、一定の条件を満たす中小企業については、平成12年3月31日までの間は、適用が“猶予”され、また、一定規模以下の小規模事業所については法律の適用が“除外”されてきた<sup>(2)</sup>。しかし、猶予や除外とは関わりなく、また業種や規模の如何を問わず、「環境問題」、特にその象徴ともいえる廃棄物処理問題は、今後、各事業所にとっての緊急・焦眉の課題となることは明らかである。

そこで、これまで述べたような背景と課題をもち対応が急務となっている環境問題、とりわけ、「廃棄物リサイクル問題」に対する地域企業の関心度や対応状況を、以下、『容器包装リサイクル法に関する実態調査報告書』（平成10年3月、長崎県中小企業情報センター）に依拠しながら明らかにする。

まず、この実態調査への回答企業のプロフィールであるが、回答企業総数は358社、産業部門別構成は、製造業を中心とする第2次産業に属する企業が全体の42.4%、卸売業・小売業が中心の第3次産業が53.3%となり、第3次産業部門に属する企業の比率がやや高い。

資本金別構成をみると、回答企業の9割以上が資本金1億円未満の中小企業であるが、その半数以上(51.1%)が「1千万円以上3千万円未満」層である。先述したように、資本金を基準のひとつにして、業種別に容器包装リサイクル法の“適用猶予”が定められているが、“適用猶予”となるのは、全回答企業の60.1%が当てはまり、平成12年3月までは同法の適用が猶予される対象である。

従業員数別構成では、回答企業の95%が従業員300人未満の中小企業であ

## 2章 地域企業とリサイクル—容器包装リサイクル法への対応をめぐって—

る。そのうち、半数近く（46.8%）を「20人以上50人未満」層が占めている。この従業員数でも“適用猶予”が定められていることは先述のとおりで、「製造業等」では300人以下、「卸売業」では100人以下、「小売業・サービス業」では50人以下がその対象である。この従業員基準に当てはまる回答企業は、全体の76.7%である。

以下、第1に、リサイクルへの関心度と対応、第2に、容器包装リサイクル法の認識度と対応、という2側面から、実態調査の結果を示す。

### (1) 地域企業のリサイクルへの関心度と対応

#### ① リサイクルへの関心度

表1に示されているように、回答企業のリサイクルへの関心度は高い。「非常に関心がある」が24.6%、「多少関心がある」が55.3%で、両者あわせるとほぼ8割の企業が“関心がある”と回答している。残り2割が“関心がない”とする企業であるが、その内訳は「あまり関心がない」17.9%、「全く関心がない」2.0%であった。なお、本稿では図示してはいないが、調査結果によると、従業員数規模別では、上層規模になるにつれて「非常に関心がある」企業の比率が高くなっている。

表1 リサイクルへの関心度

(単位：%)

非常に関心がある	多少関心がある	あまり関心がない	全く関心がない	不明
24.6	55.3	17.9	2.0	0.3

資料：『容器包装リサイクル法に関する調査報告書』（財）長崎県中小企業振興公社(平成10年3月)

#### ② 地域企業のリサイクル対策

表2には、何らかのリサイクル対策を「行っている」が31.3%、「検討中である」が22.1%で、これら両者で53.4%となることが示されている。これに対して「実施予定なし」が44.7%を占めている。この“実施予定のない”企業が、どのような理由から“予定なし”と回答しているのかについては、これも本稿では図示していないが、“リサイクルが困難な業種に属している”から、また“リサイクルの必要性を感じていない”から、というのがその主な理由である。

表2 リサイクル対策

(単位：%)

行っている	検討中である	実施予定無し	不明
31.3	22.1	44.7	2.0

資料：表1に同じ

③ リサイクルへの取り組みの具体的内容

何らかのリサイクル対策を「行っている」または「検討中である」と回答した企業に、その取り組みまたは検討中の内容を尋ねた結果が表3である（複数回答）。最も多いのは「排出物の分別を徹底する」で、回答企業の半数（50.0%）がこれを挙げている。次いで、1/4強（25%～28%）の企業が、「原材料や包装資材に再生紙を使用している」、「修理、洗浄などを行い再使用する」、「排出物を再使用する」、「排出物を減量して出す」の4項目を挙げている。

表3 リサイクルへの取り組み

(単位：%)

再生紙利用	修理・洗浄で再利用	排出物再利用	排出物減量	排出物分別徹底
25.3	28.4	25.8	27.4	50.0

資料：表1に同じ（ただし、その一部を省略）

④ リサイクル取り組みの理由

前項と同じく、リサイクル対策を「行っている」および「検討中である」と回答した企業の、取り組んだ理由および検討している理由を示したのが表4である（複数回答）。圧倒的多数の約80%が「環境問題への対応のため」という理由を挙げている。次いで、半数近く（46.4%）が「廃棄物処理費を削減するため」とし、「各種の法律・条例への対応のため」（26.6%）、「会社のイメージアップを図るため」（19.3%）がそれに続いている。

表4 リサイクル取り組みの理由

(単位：%)

環境問題への対応	法律・条例への対応	廃棄物処理費用削減	イメージアップ
79.2	26.6	46.4	19.3

資料：表1に同じ（ただし、その一部を省略）



(2) 容器包装リサイクル法の認識と対応

① 容器包装リサイクル法の認知度

これまでに示した、リサイクルへの関心度と対応状況を踏まえた上で、「容器包装リサイクル法」の認知度合がどの程度かを示すのが表5である。「知っている」が53.6%、「知らない」が46.1%という結果である。単に同法の名前を知っているのか、あるいはその中身まで知っているのかなど、“知っている”内容がどの程度かを明らかではないため、必ずしも正確な認知度を示すものではないとも考えられる。しかし、「知っている」と「知らない」の択一選択結果の間にそれほど大きな差がないということは、現在、同法の認知度が決して高くはないことを示しているといえよう。

表5 容器包装リサイクル法の認知

(単位：%)

知っている	知らない	不明
53.6	46.1	0.3

資料：表1に同じ

② 容器包装リサイクル法への対策

表6は、容器包装リサイクル法への対策が出来ているか否かを尋ねた結果である。「既に対応済み」が38.1%、「これから対応予定」が半数以上の52.4%であったが、「対応できない」が9.5%と1割近くある。なお調査結果によると、この「対応できない」を選択した企業の具体的理由は、“リサイクル対象となるものがない”、“専門業者に引き取りを委託しているので必要性を感じない”等とともに、“何をどうしたらよいかわからない”、“何がリサイクルに適当なのかわからない”という回答が示されている。これまた、地域企業の中では、この法律の認知度が高いとは言い難いことを象徴しているといえよう。

表6 容器包装リサイクル法への対策

(単位：%)

すでに対応済み	これから対応予定	対応できない
38.1	52.4	9.5

資料：表1に同じ

### ③ 容器包装リサイクル対策の実施内容

前項に示した「既に対応済み」および「これから対応予定」と回答した企業が、これまでどのような対策を実施したのか（今後の実施予定を含む）を尋ねた結果が表7である。最も多いのは「別会社への委託」で50.7%、次いで「自主回収」の34.2%である。また「リサイクル義務の回避のため軽量化、材質の変更」をしているとの回答が16.4%、「委託又は独自で再商品化」しているのが13.7%である。なお、「容器・包装の廃止」と回答している企業が9.7%とほぼ1割近くある。

表7 容器包装リサイクル対策の実施内容

(単位：%)

自主回収	別会社委託	容器包装廃止	材質変更	独自の再商品化
34.2	50.7	9.6	16.4	13.7

資料：表1に同じ（ただし、その一部を省略）

これまでみてきた調査結果をまとめると、以下のような諸点が明らかとなる。

まず、リサイクルへの関心度とリサイクルへの取り組み状況では、以下の3点とその主な特徴である。

#### 1. リサイクル全般への関心度は高い

「非常に関心がある」としている企業は全体の約1/4（24.6%）であるが、「多少関心がある」（55.3%）をあわせると、回答企業のほぼ8割がリサイクルに関心を寄せており、全般的なリサイクルそのものへの関心度は高い。

#### 2. リサイクル対策を実施しているのは1/3弱である

調査時点で既に何らかのリサイクル対策を「行っている」のは1/3弱（31.3%）にすぎず、これに「検討中」の企業（22.1%）を加えても半数強でしかない。残りの半数弱（44.7%）は「実施予定なし」と回答しており、リサイクル対策の実施率は低い段階にとどまっている。

#### 3. リサイクルへの取り組みの中心は排出物の分別徹底である

リサイクル対策の実施率そのものは低い段階にとどまってはいるが、取り組んでいる対応では「排出物の分別を徹底する」との回答が最も多く（50.0%）、次いで、業種特性を反映した違いはあるが、「再使用」や「排出

## 2章 地域企業とリサイクル—容器包装リサイクル法への対応をめぐって—

物減量化」を挙げている。これらは、リサイクルの基本点をふまえた対応策であり、評価できる。

次に、容器包装リサイクル法の認識度と対応策では、下記の2点が、調査結果の主要点として浮き彫りに出来る。

### 1. 法律の認識度はなお低い段階にとどまっている

調査時点は平成9年末で、容器包装リサイクル法の施行からほぼ1年が経過しているにもかかわらず、回答企業の半数近く（46.1%）が、同法を「知らない」としている。また、この法律が、自社に適用されるか否か「分からない」および「不明（無回答）」とするものが4割以上（42.2%）に達する。これらの結果から、この段階でのこの法律に対する認識度、認知度はかなり低いと判断せざるを得ない。

### 2. 対象となる容器・包装物への対応が済んでいる企業の比率は低い

容器包装リサイクル法が「適用される」、「今後適用される」と回答した企業のうち、「既に対応済み」だとするのは約4割（38.1%）である。この数値は高いようにもみえるが、平成12年3月までは“適用猶予”対象になっている企業のうち、同法が「今後適用される」企業がほとんどであったはず（既述したように“適用除外”対象企業はごくわずか）である。その意味からすれば、調査時点で「既に対応済み」とする企業比率が回答全社の1割弱（9%）にすぎない、との結果は、地域企業のリサイクルへの対応が極めて遅いテンポでしか進んでいなかったという事実を物語っている。

## 4節 地域企業におけるリサイクルの今後の課題

これまで分析・検討してきたことをふまえて、今後、地域企業のリサイクル活動の強化に資し、また、容器包装リサイクル法の浸透に資するために必要な課題として、以下のような点を挙げておきたい。

第1に、最も重要な点として、地域企業自身における「リサイクル意識の涵養」が挙げられる。今後の企業活動は、否応なしに環境保全型の経済社会システムのなかで展開せざるを得なくなる。各々の企業自身が、経営活動のなかでリサイクル意識を持ち、自主的な対応を継続することが求められている。当調

査の結果、地域企業のリサイクルへの関心度は高いことが明らかである。もちろん、リサイクル対策を実施しているのは全体の1/3弱にとどまっているとはいえ、出発点としての関心度の高さは評価されるし、取り組まれている対応策もリサイクルの基本点がふまえられている。そうした点を、まだ関心度の薄い企業に広げていき、リサイクル対策を実行する地域企業を増加させていくことが残された課題である。

第2に、個別的対応を基礎にした上で、リサイクルに関する「ネットワークの形成」が重要である。リサイクルの実施主体はあくまでも個別企業であり、その自主的・自律的な対応が基本である。しかし、個別企業、特に本稿の対象である地域企業にとっては、環境問題やリサイクル問題に関する正確な各種情報の収集、あるいはリサイクル技術やノウハウの開発・取得等には相当な困難が付きまとう。したがって、リサイクルに関するネットワークを形成すれば、そこでの情報交換や技術交流を通じて、自社の活動のみでは限界のある部分を乗り越え、より効果的なリサイクル対応策を実現できる可能性が生じる。そのネットワークは、異業種交流団体的なもの、あるいは、地域交流団体的なものでもいいし、業界団体的なものでもいいであろう。業種ごと、地域ごとに作られていたリサイクル関係団体の垣根を超え、広域的に連携することによって、より質の高い情報交換や交流による対応が可能になり、より広域的なリサイクルに取り組むことも可能になるからである。

第3に、リサイクル意識を涵養して定着させ、より効果的なリサイクル対策を生み出すために、「情報提供」活動をより一層強化することが求められる。行政や関係諸団体のこれまでの努力にも関わらず、リサイクルそのものの必要不可欠性や緊急性についての啓蒙・啓発や、容器包装リサイクル法をはじめとする環境関連法や条例についての情報提供が、十分だとは言いがたい。この情報提供の際に留意すべきは、リサイクルが自企業とは無関係だとの意識を持っている層への、具体的で詳細かつ正確な情報を提供すべきだという点である。また、同業種での成功事例の提示や、リサイクルに関する技術や設備についての情報提供を継続することも重要である。

第4に、上記の情報提供も含めてではあるが、「公的支援」の強化が求められる。具体的には、リサイクル推進活動のための予算措置の拡充、公的融資制

## 2章 地域企業とリサイクル—容器包装リサイクル法への対応をめぐる一

度の整備や税制優遇措置、各種助成制度の創設、また、リサイクル関連技術開発事業の拡充等々、リサイクル体制整備のための公的支援強化がそれである。リサイクルに関心は持ちつつも資金面や技術面でのネックに直面している企業は少なくない。とりわけ、事業所の圧倒的多数を占める中小企業、つまり“地域に存立する中小規模企業”の多くがそうした企業であり、その対応如何が、リサイクル問題に限らず環境問題一般における問題解決のカギを握っているといっても過言ではない。その意味で、国レベルでの支援強化とともに、地方行政レベルでの、各々の地域に存立する企業、特に中小企業への各種支援の強化とその継続が求められる。

なお、本稿では、容器包装リサイクル法施行後約1年が経過した時点で実施された調査結果を主たる素材としている。平成12年3月からは、同法が完全実施されるので、その後の地域企業の容器包装リサイクルへの対応実態を調査、分析し、比較検討することを今後の課題としたい。

(付記) 本稿は、(財)長崎県中小企業振興公社の実施による「容器包装リサイクル法に関する調査」(筆者が分析・報告書執筆を担当)に、その多くを負っている。記して謝意を表したい。

### [注]

- (1) 分別回収された容器包装物の再商品化の義務を負う事業者の範囲や、対象物などの詳細については、『容器包装リサイクル法への対応』(平成11年度、中小企業事業団)参照。
- (2) “猶予”と“除外”の対象となる事業所の具体的な範囲については、『容器包装リサイクル法に関する調査報告書』(平成10年3月、長崎県中小企業振興公社)3頁参照。

### 参考文献

1. 『平成10年版環境白書(総説)』および『平成10年版中小企業白書』
2. 日本経済新聞社編『環境経営・ゼロマネジメントへの挑戦』(1999年)、日本経済新聞社
3. 熊本一規著『ゴミ行政はどこが間違っているのか』(1999年)、合同出版
4. 寄本勝美・田村貞雄編『環境・資源・健康共生都市を目指して』(1999年)、成文堂